

電力・ガス取引監視等委員会

第5回料金制度専門会合

1. 日 時 : 令和2年12月14日(月) 10:00-12:00
2. 場 所 : オンラインにて開催
3. 出席者: 山内座長、北本委員、圓尾委員、男澤委員、岩船委員、梶川委員、川合委員、
東條委員、華表委員、松村委員、村上委員
(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○田中NW事業監視課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第5回料金制度専門会合を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴、随行者は受け付けないこととさせていただき、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

なお、本日、石井オブザーバーにおかれましては、御都合により御欠席となります。

本日の議題は、託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計についてでございます。

では、これより議事に入らせていただきます。以降の議事進行は山内座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知しました。それでは、託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計、これが今日の議題でございますので、これについて議論しますが、まずは、ネットワーク事業監視課、田中課長より御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 ネットワーク事業監視課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3を御覧いただきたいと思います。タイトルでございますけれども、「託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計について⑤」ということでございます。

こちら、2ページと3ページにつきましては、第4回会合での主な御意見ということになってございます。

4ページ目、本日御議論いただきたい点ということでございます。これまで料金制度専門会合においては、レベニューキャップ制度の骨格となる各論点について御議論いただい

てきたところでございます。それを踏まえ、本日、各論点のこれまでの整理を提示し、全体を通じて整合的なものとなっているか、御確認いただきたい。また、より詳細な論点については、今後、料金制度WGで議論することを予定しており、その詳細論点についても御確認いただきたいということでございます。

5 ページ、「目標とインセンティブの設定」でございます。

6 ページは、「目標とインセンティブの設定」の全体像における位置づけということになってございます。

7 ページと 8 ページに記載していますけれども、目標及びインセンティブの設定については、これまで料金制度専門会合における議論におきまして、以下のとおりとすることが適当とおおむね御賛同いただいていたところかと思いますが、この整理で進めていくことでよいかということでございます。

9 ページでございます。こちら、目標について引き続き検討することとされた具体的な数値等については、実態や技術的な観点からの検討が必要であることから、料金制度WGにおいて具体案を策定した上で、改めて本会合において議論いただくこととしてはどうかということで、料金制度WGで議論する論点といたしましては、目標の詳細検討、停電対応等における目標値の具体案ということであったり、目標における達成状況の評価方法の詳細ということであったり、インセンティブとして設定する託送料金の引き上げ（引き下げ）の具体的な算定方法の案といったところで、これらにつきまして料金制度WGにおいて具体案を策定の上、本会合において改めて御議論いただくこととしてはどうかということでございます。

10 ページ目、「事業計画」です。事業計画については、全体像の位置づけは、11 ページの図のような形ということになってございます。

12 ページですけれども、事業計画につきましては、料金制度専門会合で整理をした内容としましては、一般送配電事業者は、国が示した指針に沿って事業計画の策定を行うということであったり、事業計画には、目標に加えて前提計画、設備拡充計画、その他の計画を盛り込むということであったり、また、各目標項目達成に必要な投資内容等を記載するというところであったり、あとは、その事業計画の内容は供給計画やマスタープラン、アセットマネジメントガイドライン等の内容と整合的になるように策定するといったところで御整理をいただいたところでございます。

具体的には、これまでの料金制度専門会合におきまして、13 ページのような形であった

り、あとは、14ページのような形でこれまで御議論の整理をいただいていたところでございます。

したがいまして、この15ページでございますとおり、料金制度WGで議論する論点といましては、事業計画の詳細な記載内容、様式であったり、あとは、広域機関との具体的な連携方法、供給計画、マスタープラン、アセットマネジメントガイドラインとの連携等々といった内容につきまして、料金制度WGにおいて具体案を策定いただいた上で、本会合に報告いただきまして、改めて議論することとしてはどうかということでございます。

続きまして16ページ、「収入上限の算定方法」ということでございます。

収入上限の算定方法の全体における位置づけということにつきましては、17ページのような形となっております。

続きまして18ページでございます。これまで収入上限の算定方法につきまして、料金制度専門会合で御整理いただいた内容ということでございますけれども、見積費用の査定に当たっては、CAPEX（新規投資・更新投資）、OPEX（人件費・委託費等）に区分をしまして、統計査定なども用いて事業者間比較などによる効率的な単価・費用の算定を行う。また、一般送配電事業者からの横比較によって、一般送配電事業者の効率化を促す方法に加え、生産性向上見込み率等を用いた効率化係数を設定する。

さらに、この外生的な費用や効率化が困難な費用についてはあらかじめ制御不能費用と定義をした上で、実績費用との乖離については原則として翌期に収入上限の反映を行う。ただし、規制期間中の累積額が一定水準額を超える場合であったり、特定の変動要因については期中に反映するといったことにしてはどうかということで御整理をいただいたところでございます。

具体的には、これまでの料金制度専門会合におきまして、19ページにあるような形で、CAPEX、OPEXに関してのそれぞれの査定方法ということについて御議論、御整理をいただいたり、この20ページでございますとおり、制御不能費用の基本的な考え方ということについて整理をしたり、あとは、21ページでございますとおり、こちら、制御不能費用の調整について、この翌期に調整するといったことを基本とするわけですが、累積変動額が一定水準額を超えた場合は、特定の変動要因ということについては期中調整も想定されるのではないかということで御議論をいただいたり、あとは、22ページでございますとおり、この上半分に関して一般送配電事業者の横比較が統計査定といったことが考えられる一方で、この効率化係数の設定といったところについても考えられるのではな

いかというところで、これまで御議論、整理をいただいていたところでございます。

したがいまして、23ページのところがございますとおり、料金制度WGで御議論いただく論点ということにつきましては、各費用区分の査定手法ということであったり、効率化係数の水準ということであったり、制御不能費用の対象品目、さらには、制御不能費用の変動を期中に反映する基準、あとは、設備拡充計画等が未達の場合における翌期の収入上限の減額のあり方、翌期の費用査定における当期効率化実績の反映方法といったような内容につきまして、料金制度WGにおいて具体案というのを策定いただいた上で、本会合において改めて議論することとしてはどうかということでございます。

続きまして、「実績収入と収入上限の乖離」ということでございます。

こちらにつきましては、全体像ということに関しましては25ページのような形になってございます。

26ページでございますけれども、こちら、これまで料金制度専門会合で御整理、御議論いただいた内容ということでして、期初に想定した需要から需要実績に差異が発生した場合に、その乖離額に関しましては翌期規制期間の収入上限で全額調整する。ただし、その調整を早期に行うため、収入上限を超えない範囲で期中の料金変更を行うことも認めるということ御議論、整理をいただいていたところでございます。具体的には、27ページのような形であったり、あとは、28ページといったところで御議論、整理をいただいていたところでございます。

この点につきましては、29ページでございますとおり、実績需要が想定需要を上回った場合に、翌規制期間を待たず、期中に料金を下げる基準を設定することが適当ではないかということで、これまで御議論、整理をいただいていたところでございます。

したがいまして、それにつきましては、料金制度WGにおきまして具体案を策定した上で、改めて本会合において御議論いただくことにしてはどうかということでございます。

次に、30ページ、「利益（損失）の扱い」ということでございます。

こちらについては、全体像の中での位置づけということについては31ページの図のようなところになってございます。

この論点につきましては、32ページでございますとおり、利益（損失）扱いについては、料金制度専門会合におきまして以下のような論点を提示いたしまして、今後議論することになってきたところでございます。すなわち、一般送配電事業者がコスト効率化に取り組む制度とするために、効率化インセンティブの観点が重要。このインセンティブと

して実績費用が期初に見積もった費用を下回った場合、上回った場合、それを一送の利益（損失）として認めるかわりに、期中または翌期の収入上限に反映させることとしてはどうかといったような整理ということで提示されていたところでございます。

したがいまして、この33ページでございますけれども、料金制度WGで御議論いただく論点といたしましては、期中の利益（損失）の扱いということであったり、そちらは収入上限の算定のところにも出てきましたけれども、翌期の費用査定における当期効率化実績の反映方法であったり、あとは、利益（損失）の翌期収入上限の反映方法、持ち越し方法といったところ、これらの点につきまして料金制度WGにおいて具体案を策定していただいた上で、本会合において改めて議論することとしてはどうかということでございます。

続きまして、「料金算定に係るルール」ということでございます。35ページでございますけれども、こちらにつきましては、料金算定に係るルールの全体の中での位置づけということになってございます。

続きまして36ページでございますけれども、料金算定に係るルールにつきましては、これまで料金制度専門会合におきまして、この36ページのような形で御議論、整理いただいてきたところでございまして、一般送配電事業者は事業計画の実施に必要な費用をもとに、収入上限を5年ごとに算定して国の承認を受けるということで、一般送配電事業者は、国の承認を受けた収入上限を超えない範囲で託送料金を設定するということですが、期初における託送料金の設定については、5年一律の託送料金とすることを基本とするが、年度ごとの見積費用について合理的な説明があった場合は、年度ごとに異なる託送料金を設定することを個別に認めることもあり得るといったところで御議論を整理いただいてきたところで、具体的には、この37ページのような形の整理ということであったり、あとは、38ページで、期初における託送料金の設定については、御議論、整理をいただいてきたところでございます。

料金制度WGにおきましては、この39ページにございますとおり、こちら、料金制度WGで御議論いただく論点ということについては、この料金算定ルールということで、一般送配電事業者による料金の設定について、発電・小売間の配賦方法、電圧別の配賦方法、基本料金率の設定等、国が一定の考え方を示すことも考えられるが、詳細を今後料金制度WGにおいて御議論いただくこととしてはどうかということで、こちらにつきましても、料金制度WGにおいて具体案を策定いただいた上で、本会合において改めて御議論いただくこととしてはどうかということでございます。

続きまして40ページ、その他でございます。

41ページ、「その他の論点」ですけれども、料金制度WGで御議論いただく論点といたしましては、具体的な申請、審査プロセスということであったり、期中、事後評価の仕組みといったような内容につきまして料金制度WGにおいて具体案を策定いただいた上で、本会合において改めて御議論いただくこととしてはどうかということでございます。

42ページでございますけれども、こちらは、ただいままで申し上げてきた料金制度WGでの各論点ということに関する全体整理ということになってございます。

43ページ、「今後のスケジュール」ということですけれども、今後、この詳細論点について、これまで料金制度専門会合で各論点について御議論いただいていたわけですけれども、料金制度WGにおきまして詳細論点について御議論、検討をいただいた上で、料金制度専門会合のほうに改めて内容を報告、議論をいたしまして、必要に応じて追加論点を議論、検討いただくことにしてはどうかということで、詳細論点について議論、検討を実施するために、料金制度専門会合の下に料金制度WGを設置することとしたいということでございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 どうもありがとうございました。これまで皆さんの御協力で、この新しい託送料金制度、レベニューキャップですけれども、これを御議論いただいて、今の御説明にありましたように、基本的な骨格といいますか、それは御同意いただいたということだと思います。

それで、御説明にもありましたけれども、基本的には、その他含めて7つの論点について骨格は決まったので、その詳細については料金制度WGのほうで議論していただいて、その内容をまたここで最終的に皆さんに御議論いただくと、そういう段取りにしたいということでもあります。内容については御説明のとおりということでありまして、これについて皆さんで御議論いただくということでもあります。

例によって、これはリモートの会議でありますので、御発言の御要望がある方は、スカイプのチャットに御発言を希望される旨御記入いただいて、我々のほうでこれを確認をして、指名させていただこうと思います。

それでは、どなたか、御発言御希望の方いらっしゃいますでしょうか。よろしくお願いいたします。

特に取りまとめなので発言してはいけないというわけではない、積極的に御発言願いた

いと思います。

華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員 すみません。それでは、私から発言させていただきます。

幾らか、これまで申し上げてきたことと重複するところはあると思いますし、今後のWGの議論ということなので、そこでということで理解はしていますけれども、まず、論点1の目標とインセンティブの設計については、やはり事業者努力に結びつく目標のはかり方をする必要があると思いますので、WGで目標設定、目標のはかり方を議論するときには、それを念頭に検討を進めていただけるといいのかなあと考えています。

また、前回の議論にもあったように、目標値の設定に当たっては、この費用対効果の観点というのが重要だと思いますので、例えば遅延ケースなどゼロにすることは余りにも多大なるシステムコストを要することがあるという可能性もありますので、そういったことを踏まえた上で努力目標的な目標と、実際に経済性を考えたときの最適の目標というのは切り分けて議論するといいのではないかと考えています。

論点3の20ページで記載されている制御不能費用の考え方についてですけれども、20ページの量・単価の両方が外生的な要因によって変動するものということで制御不能費用が出ておりますが、量だけが外生的な要因によって変動する場合というものもあると思われまして、これを制御不能と呼ぶかどうかというのは別にして、一方で、単価については事業者が努力を求める一方、量については地方に調整するなどしないと、事業者が棚ぼたで利益を得てしまうなどの不整合が生じるので、ここについては留意する必要があるのではないかと考えています。

私からの発言は以上になります。

○山内座長 ありがとうございます。これからの御議論していただくコメントということで、後ほど事務局から総括的に御回答いただきますけれども、ほかの方の発言に進みたいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

エネットの野崎オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○野崎オブザーバー ありがとうございます。事務局におかれましては、これまでの議論を取りまとめていただきまして、ありがとうございます。感謝申し上げます。これまでの議論を踏まえまして2点申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、8ページ目の「サービスレベルの向上」の需要家の「接続及び計量、料金算定、通知等の確実な実施」の項目につきまして、遅延や誤算定をゼロに

する目標というのが掲げられていますけれども、まず、これについて申し上げたいと思います。

前回の会合で、松村委員、川合委員から、完全にゼロにすると逆にコストが高くなるという御指摘がございましたが、全くそのとおりだと存じておりまして、目標としては一定の裕度を設定するということに賛成をいたします。

その一方、目標設定のインセンティブとしては、やはり収入上限の引上げまで行うというのは不自然だと思います。この項目については裕度を超えて未達となった場合にのみ引き下げるといようなルールが適正ではないかと考えております。

今後、料金制度WGで御議論いただくに当たっては、こういった意見があったということもつけ加えていただきますようお願い申し上げます。

続きまして2点目ですけれども、36ページの「料金算定に係るルール」に関して申し上げます。5年一律の託送料金というこの基本的な考え方は、私ども、小売事業者にとって極めて重要だと捉えております。

仮に期中に料金の改定、特に値上げが頻繁に起こりますと、膨大な数のお客様に御納得いただくための説明が業務として生じますので、社会全体で見てもコスト増の要因となると考えております。

今回の整理では、制御不能費用とか需要の変動などの理由で期中の収入上限の調整とか料金の変更というのが認められておりますが、実際に料金の変更が頻繁に起こるかどうかというのは、詳細ルールの決め方によるものであると考えておりますので、こちらについても今後の料金制度WGで御議論いただくに当たって、ぜひ5年一律の原則を大方針として堅持するということをつけ加えていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。次は河野オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○河野オブザーバー 一般消費者の立場から発言させていただきたいと思います。

今回、レベニューキャップ制度という新しい制度が検討されるわけですがけれども、議論開始時点から見ると、全体像が整理されて、私のような一般の知識がない者にとってもより分かりやすくなったと受け止めております。

次はWGに場を移して、さらに詳細な制度内容の検討に入ってくださいわけですが、細部設計において、物すごく深掘りして追求し過ぎると、本来の目的である効率化への動機づけですとか適正な設備投資のインセンティブとは違う局面で、事業者の皆さんも、

それから事務局の皆さんも力を注がざるを得なくなるのではないかという危惧がございますので、その辺りは、ぜひ今後取り組まれる送配電事業者の皆さんが予見性を持って事業計画を丁寧に策定できるようにしていただきたいと思います。

その上で、消費者側の不安点を2つ申し上げたいと思います。論点4で御提示いただきました外生的費用の取扱いなのですけれども、ここはどういう場合が制御不能ということになるかはしっかり検討していただけたらと思っていますのですけれども、ここをどう取るかによって、収入上限を変えやすく、柔軟な値上げも起こりやすくなるのではないかという危惧がございます。

値下げに関しては期中でも検討いただけるというふうに記述はありましたが、値上げということになりますと非常に私たちの暮らしにも打撃になりますので、ぜひ値上げの局面は極力避けていただけたらと考えていただければと思います。

同様に、32ページ、33ページで、利益（損失）の取扱いのところに関しても、一般消費者とすると、翌期にどう反映されるのかということで、これは最終的に数字が出てくとは思いますが、収入上限からダウンとなると事業者の皆さんはやる気がそがれますし、そのまま維持という形になりますと、消費者は、うっかりすると、5年間一定の託送料金を払って、さらにその次の5年間も同じ料金を御負担することになってしまって、この制度で事業者さん側が努力してくださると言っていたことが私たちにどう反映するのだろうということがちょっと分かりにくくなりますので、この部分ですね。利益と損失の取扱いについても、ぜひWGの皆様には一般社会への影響ということも考えて取り組んでいただければと思います。

少なくとも私たち一般消費者も、新しい仕組みが導入され、それは国が指針として出されている再エネの主力化ですとか、レジリエンス強化に間違いなく資する制度設計であるということを信じておりますので、ぜひ前向きでいい制度にしていいただければと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。佐藤事務局長から御発言がございます。

○佐藤事務局長 すみません。ちょっと野崎オブザーバーに御質問させていただきたいのですけれども、料金の変動は非常に困るというお話なのですが、例えば燃料などは調整があつて相当頻繁に変わっていると思うのですが、今まで託送料金はそんなに変わらないというのが、みんな認識しているので途中で変わると困るということなので、例えば燃料調整と同じように、きちんと相当説明した上で、託送料金も変わり得るものだと。それは

上がる場合も下がる場合もあるというふうに、何というか、それが常識化すれば、お客さんに説明するのにそんなに困らないような感じもするのに、どういう観点から変わると本質的に困るのでしょうか。それはやはり今の常識が、託送料金というのはずっと一緒だと思いつているから説明が大変なだけのような気もするのですが、その辺について教えてください。

○山内座長　野崎オブザーバー、いかがでしょう。

○野崎オブザーバー　御指摘のとおり、今々の常識で言うと、託送料金というのはそれほど変わらないことを前提に事業をやっているという状況でございますが、今回、この秋に値下げが、それから、来年値上げというのが行われますけれども、我々、一緒に仕事をしている代理店、取次店との契約等々の中に託送料金の条件が入っております。託送料金が変わるという前提で契約している場合もありますけれども、そちらのほうは大きく問題ないですけれども、その部分については協議になっているところになりますと、やはり説明が必要ということで、業務的には、今回の託送料金の変更に当たっても非常に事務的な作業が起きておりますので、できれば5年間変えずにということでは基本的な方針として堅持していただいたほうが効率的に事業が行えるというところでございます。

○佐藤事務局長　御教示いただきまして、ありがとうございます。今の御教示も念頭に置きながらいろいろ考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○野崎オブザーバー　ありがとうございます。

○山内座長　ありがとうございます。ほかに御発言の御希望、いらっしゃいますか。

九州電力の松本オブザーバーから御発言の御希望ということでよろしいですかね。どうぞ、松本オブザーバー、御発言ください。

○松本オブザーバー　これまでの振り返りも含め、丁寧に整理いただき、感謝申し上げます。詳細につきましては今後の料金制度WGで議論されるということですので、改めて論点1における目標とインセンティブの設定に関してと、論点3における収入上限の算定方法に関しての2点を、発電事業者、小売事業者としてコメントさせていただきたいと思っています。

まず1点目が目標とインセンティブの設定についてですが、発電事業者、小売事業者、そして需要家の皆様としても納得感を持って受け入れられることが必要と認識しております。したがって、今後のWGにおきましては、目標の設定についてはこれまでも何度か申し上げたとおり、コストとのバランスですね。それから、外生的な要因、それと地域

事情などを考慮するとともに、インセンティブの水準につきましては、前回会合で示されました、まずは小幅とするという方向性を踏まえて詳細検討を進めていただきたいと思います。

次に2点目です。収入上限の算定方法については、一般送配電事業者に効率化を促す仕組みとしまして、統計査定や効率化係数の設定が示されております。WGにおきましては、統計査定の手法や効率化係数の水準などを議論されるということですが、効率化を通じた託送料金の抑制と、それから安定供給などのバランスの取れたもの、そのようになるように地域事情も含めて考慮して詳細検討を進めていただきたいと思います。

いずれにせよ、今後のWGの議論においても、国民負担の抑制と必要なネットワーク投資の確保との両立という制度趣旨を踏まえた丁寧な議論をお願いしたいと思います。

発言は以上です。

○山内座長 ありがとうございました。次は松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員 松村です。

まず、河野オブザーバーからの御発言に関して、ぜひ御理解いただきたいことがあるのですが、値上げは困る、値下げはウェルカムだけどというのは、消費者の立場として全くもったもだと思います。安直な値上げにならないように、いろんな局面で、ちゃんと考えていかなければいけないことは委員の皆が肝に銘じなければいけないと思う一方でぜひ御理解いただきたいのは、期中、あるいは翌期にしても、値上げが絶対まかりならぬとなると、最初の査定に相当厳しいことが言えなくなるという側面もあります。

つまり、スラックをある程度とっておいて、高目の水準を出発点にすれば、値上げの可能性はある意味で防ぐことはできるわけですが、それでは本末転倒。そもそも消費者の利益にならないと思います。本当にやむを得ない事態が起これば、値上げもやむなしということであれば、最初からある意味で厳しい査定も可能かもしれないのですけれども、それが許されないとなったとすると、スラックを取らなければいけないなどということが事業者の申請の段階で、あるいは査定の段階で起こると大変なことになります。相当厳しい査定をする結果として、将来不可避免的に起こった変動に関しては値上げもあり得ることはぜひとも御理解いただければと思います。

次に、先ほど野崎オブザーバーと佐藤さんとの間のやり取りに関してです。佐藤さんがおっしゃったのは、燃料費調整制度を念頭に置いて、コストというのが上がる下がることがあったとしても、それは自動的に転嫁することが今でもできているのではないかと。託送

料金でも同じことができれば問題ないのか、という御指摘だったかと思います。

燃料費調整制度のように、託送料金の部分は小売料金にそのまま入れて、さらにそれに乗せする部分で小売り料金をつくるというのは一つの考え方だし、将来あり得る選択肢だと思うのですが、しかし、1つ考えていただきたいことがあるのですけれども、燃料費調整制度は新規参入者も含めて多くの事業者が入れていますが、かなりの割合は、そのエリアの支配的事業者の燃料費調整制度と同じやり方で入れたわけです。

なぜそれを入れたのかというと、支配的事業者にとっては自分たちの発電構成に近く合理的な制度かもしれませんが、新規参入者の発電構成が本来同じでないのにもかかわらず同じものが入っているは、支配的事業者と価格を比較しやすくする側面があって、それで入れている。そうすると、仮に同じように、この託送料金をそのまま自動的に変動させる料金体系を入れることが本当に普及するのだとすると、支配的事業者がそれを入れることがあって初めて可能になると思います。実際に支配的事業者にそのインセンティブが今のところないことを考えると、原理的にはあり得るけれども、相当に難しいと思います。

さらに言うと、基本料金ゼロという料金体系を採用しているところもあり、託送料金プラスアルファで売るという発想とは完全にバッティングする売り方も現在普及していることも考えれば、かなりの程度難しいと思います。

その意味で、野崎委員の御発言というのはもっともで、期中に頻繁に変わるということ、中途半端に変わるということがあるのは、いろんな意味で大きな負担になるということは私たちも認識しなければいけないし、5年一律の託送料金を原則とするということは忘れてはいけないと思います。その意味で、期中の収入に関して大きな変動があったとかいうようなときにも、閾値を余り低く設定して、頻繁に期中変動が起こることが望ましいのかどうかということは、これからWGで議論していくことになると思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。それでは、次の御発言者、男澤委員ですね。どうぞ御発言ください。

○男澤委員 ありがとうございます。まず、お取りまとめ、ありがとうございます。

今後のWGでの議論に関しまして3点お願いがございます。前回までの発言と一部重なる部分もございますが、まず、論点1に関しましては、やはり送配電事業者としての行動として何が適切かという点を念頭に、費用対便益ですとか実現可能性を踏まえての設定が大事だと考えております。

実際、この目標が何につながっていくのか、再エネ導入なのかコスト効率化なのか、このベネフィットとインセンティブの関係を明確にさせていただいて、送配電事業者として腹落ちして目標達成に向けて進んでいただけるような設計を望んでおります。

2点目は論点3のところですが、効率化を織り込んだ費用の見積もり、この効率化計画のところと効率化係数の設定のところですが、ここはやはり重複はなくしていくべきだと思いますので、事業者が計画に適切に効率化を織り込んで必要な投資が行えるような詳細設計をお願いしたいと思っております。

最後は論点5のところですが、こちらに関しては、WGで一から議論と認識しておりますので、丁寧な議論を見守りたいと思っております。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。次の発言者は川合委員ですね。どうぞ御発言ください。

○川合委員 今回お取りまとめいただき、ありがとうございました。

それで、まず11ページなのですが、いろんなところにあるのですが、私のほうで気になっているのが、6ページとかあちらこちらに「指針」という言葉があります。これは大臣が告示するのだと理解しておりますが、それ以前のところで、監視等委員会等で議論を踏まえてつくられて、その指針がベースになって事業計画等がつくられていると思っております。この指針のもとになるのは、ここでの議論等を踏まえた目標とかインセンティブなどができてくるという、その構図だと思うのですが、できたら、どんなイメージの指針になるのか、多分、箇条書き的なものになると思うのですが、数字とかそういう細かいところは要らないので、大体どんなイメージになるのかというのはどこかで教えていただければと思っています。

それから2番目ですが、男澤委員からのお話もありましたが、事業計画に盛り込む効率化計画についてですが、ここで効率化計画というのがありますと。他方で、効率化係数とか、CAPEX等のところで、計画をつくって、それを効率化していくことによってコストを下げていくという、このときの効果というものも書かれていたところがあったかと思います。

当初の事業計画の中の効率化係数、それから他方で、19ページのところで、収入上限算定の際に検討されて、その後どのぐらい効率化していったか評価するときに使う効率化係数、すみません、事業計画の中の効率化計画と、事業を推進していく上で、後で評価されるコス

ト効率化、あるいは効率化された程度、この両者の関係というものをどこかで明確にしていただけるといいなと思いました。この辺もWG等で検討すべきだと思っていますけれども、その位置づけみたいなものが分かればありがたいと思います。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。次は圓尾委員ですね。どうぞ御発言ください。

○圓尾委員 圓尾です。

大きくは2点申し上げたいと思います。1点目は、今後その詳細をWGで議論するということと、この資料の内容に賛同したいと思います。そのWGで議論する、詳細に魂を入れる作業だと思いますので、1つには、海外という視点を持ち続ける必要があると申し上げたいと思います。

もともと、二十何年前にこの制度改革が始まったとき、強烈な円高の中で、エネルギーに限らず、日本の公共料金が非常に内外価格差に開きがあって高いという問題が明らかになりました。安定供給を維持しながらもコストを下げていくのを大きな目標として進めてきたはずです。当然、現在では再エネとかレジリエンスとか、位置付けが変わってきたものもありますけれども、でも、この大きな目標は見失ってはいけないのだと思っています。

したがって、このレベニューキャップ制についての詳細を議論しているわけですが、その仕上がりとしての託送料金が国際水準で見てどうなのかは、きちっと確認しながら進める必要があると思っています。もっと細かいところ言えば、マスタープランで議論しているリスクの水準であったり、それから、今回もちよっと議論しました停電時間の目標設定ですとか、こういったことも国際的に見て日本が今どういう水準にあるのかをできる限り確認しながら、必要な設備投資の物量なんかについてもチェックしていくことが大事だと思います。

一方、ものの単価についても、きちっと議論していくことが大切だと思っています。特に発電事業だと、IPPの導入をきっかけに国際入札を試してみたりとか、いろんな創意工夫をされてきたのを見てきましたが、ネットワーク部門についても同じような合理化を今後進めていっていただきたいという意味で、その辺りのチェックが必要かと思っています。

それから、大きな2点目は、先ほどの野崎さんと佐藤さんの議論なのですが、私も、燃調制度というのが小売料金にオートマチックに反映されているのは非常にまれなケースだと認識する必要があると思っています。つまり、ほとんどの世の商品は、原材料費

とかコストが変わったときに、それを売価にパススルーするということはほぼなくて、売価をいかに上げないように内部的に努力をしてのみ込んだりコストを下げたりされるわけです。燃調がなぜこんなに新規参入者も旧一電も値段にパススルーできているかは、それはそれで分析する必要があると思うのですが、非常に特殊な状況であって、託送料金に変化したときも、それが小売料金にすぐ反映できるような仕組みになるのを前提として考えるのはちょっと危険ではないかと思っております。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。次は、松村委員が再度ということで、松村委員、どうぞ。

○松村委員 しかし、私、二度目ですので、村上委員、先にしなくていいでしょうか。

○山内座長 今、順番では松村さんが先だったものですから、よろしいかと思いますよ。

○松村委員 分かりました。

前回言うべきだったのかもしれないのですが、前回も男澤さんから発言があった点、今回は川合さんまで発言があったので、相当深刻な誤解があるのではないかと懸念していますので、念のために発言させていただきます。

効率化係数に関しては、今までの査定でも、実質的に何%効率化すべきだということはアドホックに定めて査定したということはあったと思いますが、その際には、もちろん事業者の努力によって、もう既に申請段階で織り込まれているものは除いて、それで減額する格好になっていたはずです。

例えば効率化というのは年3%だとして、事業者の努力で、もう効率化が2%織り込まれて申請がされているということであったとすれば、重複して課さないで、3%分から2%分を引いて1%だけ下げるという格好になると私は理解しています。今までもそのようにしていたはずです。

その上で、1つちゃんと認識していただきたいことがあるのですが、事業者のほうが自分からこれだけ効率化しましたということを言ったとしても、それが本当に合理的かどうかはちゃんと見なければいけない。

今までの例でも、一旦、こんなに効率化しましたとアピールしたわけですが、ちゃんと調べてみれば全く効率化していなかったということで、事業者自身もすぐに撤回したということ、これは効率化だという認識は誤りだったということを使ったことすらあった。私たちは当然、事業者が織り込んだ効率化については精査することは、あってしかる

べきかと思います。それがダブルカウントにならないようにということは、今までもそうしてきたし、今後も当然そうすることになると思います。

以上です。

○山内座長　これについて、佐藤事務局長から御発言があります。

○佐藤事務局長　すみません。これについてと、あと、ちょっと燃料調整費制度に関してもう一回説明させていただきたいと思うのですが、まず、松村先生がおっしゃったことも全くおっしゃるとおりで、男澤先生と、あと、先ほどの川合先生がおっしゃった件で、あともう一つ、ダブルカウント的にどうしてやるかということなのですが、これ、やはり端的に言うと言用が完全自由だからということだと思います。

何が言いたいかということですが、例えば人件費は人件費として効率化を考えて、例えば2,000億と査定する。新規投資は、効率化ということを考えて1,000億と査定する。そういうのを全部足して、例えば1兆円というふうに託送料として1回設定すると、今後は5年間ですが、今は何年と全然関係なくて、一旦1兆と査定したら、それは人件費2,000億と積み上げでは査定するのですが、本当は1,500使おうが、8,000億使おうが、自由自在と。それで完全に自由自在に使えるということもあるので、もう一度効率化係数というのを掛けるという意味もあるような感じがします。

もし、例えば人件費が2,000億だったら、絶対2,000億しか使えなくて、新規投資が1,500億と査定したら絶対1,500というのがアッパーになって、それ以上原則使えないという形になっていけば、最終的にもう一度効率化係数を掛けるというのは非常に厳しいと思いますが、実質的には、一回幾らかという全体を査定すると、その中身というのはもう本当に完全に自由にできるので、そういったこともありますので、また別途効率化係数と考えるということもあるのかなという気もしております。

あと、先ほど燃料費調整制度の例を出したのは、確かにちょっと私が不適當な感じもしまして、例えば賦課金は上がる一方ですが、賦課金が上下することになると、それは1年ごとに賦課金の水準というのはほぼパススルーになるので、認可料金ですので、認可料金が今後は変わっていくということになるのは、今までと相当違うことになりますけれども、新しい常識として、その託送料金というのも外生変数的に変わっていくというのは、本当に受け入れられるのかどうかというのはぜひ今後私どもとしても考えさせていただきたいという意味で発言いたしました。

燃料費調整制度は、確かに違い過ぎますので、ほかの例を出せばよかったと反省してお

ります。

以上です。

○山内座長 特段この件について御発言の御希望ありますか。川合さんが、これについてですか。すみません。村上委員、ちょっと待っていただけますか。

○村上委員 はい、大丈夫です。

○山内座長 そうしたら、川合さん、この件について御発言であればお願いいたします。

○川合委員 すみません。ちょっと松村先生に誤解を与えてしまったかもしれないのですけれども、私の理解は、恐らく事前に効率化計画のほうにどこまで積極的に盛り込んでもらうか、これは松村先生も最初お話しになったとおり、できるだけチャレンジングな計画を立てていただくということを積極的にしてもらうのか、あるいは、消極的に計画を立て、実際にそれ以上に効率化したからといって、その分メリット取りにくるということをそれではやらせるのかという、多分そこら辺のバランス感覚だと思っています。別のところで、先ほど松村先生がおっしゃっていた部分で。これを計画以上に深掘りしたところしか認めないとなると、できるだけ事業者側のインセンティブとして、これ、最初の計画を、余り野心的なものにしていかないという計画段階での話ですけれども、そういう可能性もあって、本当にできそうなところを10だとすると、計画のところでは2ぐらいしか書いておかないということをやる可能性もあるということなので、そこら辺のバランスの取り方という問題を私は申し上げたつもりでございます。

したがって、最初にできるだけ計画を積極的に、例えばチャレンジングな計画を立てさせたいのであれば、むしろそこはある程度の調整があってもいいのかなと思っただけでございます。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。この件については、ほかに御発言ありますか。

料金制度WGのほうでまた議論していただくということが適切かと思います。それでよろしければ。

男澤さん、どうぞ。

○男澤委員 私も、川合委員がおっしゃったのと同じで、前はもう少しそこまで申し上げたつもりですけれども、やはり事業者のほうで、そうなったときにきちんと効率化を織り込んだ計画を出してくることが担保できるのかという辺りからバランスを見てほしいということで、前回は発言させていただきました。少し認識不足があったら申し訳ござい

ませんでした。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。だんだん議論もまとまってきたような気もしますが、料金制度WGのほうで御確認いただくということかと思います。

大変お待たせして失礼いたしました。村上委員、どうぞ御発言ください。

○村上委員 とんでもございません。岩船委員も発言希望されていますが、この関連ではないのでしょうか。

○山内座長 岩船さん、この関連ですか。

○岩船委員 いいえ、後で結構です。

○山内座長 それでは、どうぞ村上さん。

○村上委員 ありがとうございます。

では、違う視点のことなのですけれども、これまでの議論を整理していただいて、どうもありがとうございました。私からは、目標とインセンティブについて2点質問、それから、全体について1点お願いさせていただければと思います。

1点目ですが、顧客満足度や安全性や環境への配慮、デジタル化などについて、ステークホルダーとの協議を通じて目標設定をするというスキームが入ったことはとても新しいというか、よかったのではないかと考えております。質問は、目標設定には自主的に目標を設定するとありますけれども、これは目標にまで至らないこともあるという理解でよろしいでしょうか。

一方、そのステークホルダーとの協議の場を持つということは必須と考えてよろしいのでしょうか。

これに関連したコメントとしては、再エネ導入拡大に関してもと前回私からは意見させていただきましたが、このような議題も、もしこの協議の場にステークホルダーから提案があったときには柔軟に対応していただければよいなと考えております。

それから2点目は、ほかの方から御指摘いただいた質問で恐縮なのですが、送電線投資そのものの前に、何らかの運用工夫によって短期間で運用容量を拡大できる方策があると思いますが、こういう施策はどの目標分野に入るのでしょうかという質問がありました。

系統混雑緩和という点では、再エネ導入拡大にも役立つと同時に安定供給にも役立つものだと思いますが、短期間で効果や便益が得られるものなので、レピュテーションライン

センティブには該当しないものになるのではないかという質問がございましたので、分かりましたらお教えいただければと思います。

最後に全体に対するお願いですが、今後の議論はWGのほうでより具体的に進めてくださるということですが、消費者といたしましては、できるだけ消費者にも理解しやすくしてシンプルになるようお願いできればと思います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○山内座長 ありがとうございました。それでは、質問がありましたので、それにお答えいただけますか。

○田中NW事業監視課長 事務局、NW事業監視課の田中でございます。

御質問いただいた点についてでございますけれども、ステークホルダーとの協議を通じて自主的に設定してそれを達成することについては、これは目標に至らないこともあるのかということですが、これは基本的に、これらの目標をあくまで設定するということが前提ですので、具体的にどういった項目にするかということ自体は、この事業者のほうで自主的に設定するわけですが、目標自体は、これはちゃんと立てるということが求められているということで想定しているところでございます。

それとあと、様々なステークホルダーとの協議の中で、再エネなども含めていろんなことというのを申し上げてもいいのかというようなお話でございましたけれども、その点につきましては、サービスレベルの向上の顧客満足度というところが、ある意味、顧客のほうから見ていろんな視点というところで広く設定されているところなのかなと理解しておりますので、何かすごく限定的にステークホルダーとの協議が限定されるということでは必ずしもなく、この辺りというところで広く読み得るところというのはあるのではないかと考えているところでございます。

あとは、御質問の趣旨ということで、こちらのほうで完全に理解しているかどうか、ちょっと分からないところではあるのですが、接続容量の関係というところで、混雑管理に資する対応というところは関係してくるのかといった御質問でございましたけれども、ここに関しては、混雑管理のところはまさに接続容量が足りなくなって混雑をするということはどう管理していくかということですので、こちらのほうに関連してくる話。

○佐藤事務局長 違う、再エネじゃないか。ほとんど再エネしかない。だから、そこはやはり再エネで相当評価するというふうに料金制度WGで整理したほうがいいのではないですかね。

○田中NW事業監視課長 混雑のところですね。

○佐藤事務局長 はい。だって、再エネ以外、ないと思う。

○田中NW事業監視課長 はい。再エネのところの混雑のところに入っておりますので。

○山内座長 ということで、事務局のほうでもいろいろ御意見がありますけれども、村上委員、いかがですか。

○村上委員 御回答ありがとうございます。まず、目標設定のステークホルダーのところはよく理解いたしました。どうもありがとうございます。

2点目の質問は、私のほうもちょっと伝言のような質問で大変申し訳ございませんでした。例えばということではいただいているのが、ダイナミックレイティングというような技術を導入すると、送電線の投資をしなくても運用がもう少し柔軟になるというような技術もあるのだけれども、それには投資のお金が必要で、かつ、その成果というのはすぐに数値で出るので、レピュテーションインセンティブではなく、収入上限に関わってくるような目標設定ともなる可能性があるのではないかというような御質問だったと思っております。すみません。もし可能であれば検討いただければありがたいです。

○山内座長 どうぞ、事務局。

○田中NW事業監視課長 御指摘の点につきましては、再エネ導入拡大のところ、今後料金制度WG等でも検討していく話ということで考えております。

○山内座長 よろしいですかね。

個人的には、今の、理論的には可能かなと思うのですが、それがどのように作用するかということももうちょっと詰めないとなかなかという感じがいたします。

ありがとうございました。それでは、岩船委員、どうぞ御発言ください。

○岩船委員 ありがとうございます。

今の点は結構重要な御指摘かなあと思いました。例えば発電予測の精度向上等も、基本的に具体的に、例えば再エネの抑制率の削減とか、かなり具体的なことにつながるかもしれませんので、併せて御検討いただければと思いました。

全体として、私は特に整理していただいた内容で結構だと思いましたが、1点申し上げたかったのは、先ほどの託送料金のパススルーの件でした。小売料金のリスクヘッジ、小売事業者として様々な変動をリスクのヘッジをするという話との関係というような御意見もあったと思うのですが、今、市場連動価格、スポット料金に連動した小売価格なども設定されていますので、パススルー自体がだめなこととは言えないわけで、託送料金

も、もし妥当な水準がきめ細かく反映されるのであれば、期内でも変更というのも、もしかしたら、それ自体は望ましいという可能性もあるかなと思いました。もちろん、小売事業者さんにとってそれがすごく負担だと、余計なコストがかかるということであれば、その問題とどっちがいいかということのバランスだとは思いますが、必ずしもそれ自体が否定されるものではないかなと思いました。

以上です。

○山内座長 なるほど。いろいろな視点を入れていただいたので、これも料金制度WGのほうで考えることに参考になったのではないかと考えております。ありがとうございます。

次の御発言者いらっしゃいますか。今のところ、チャット上ではお見受けできないのですが。

関西電力送配電、白銀オブザーバーから御発言の御希望でしょうか。もしよろしければ、どうぞ御発言ください。

○白銀オブザーバー ありがとうございます。関西電力送配電の白銀でございます。

今後のWGの議論に向けまして2点コメントさせていただきたいと思います。

1点目ですが、目標の設定、あるいは事業計画の記載内容に関するものかと思いますが、ステークホルダーとの対話のあり方について、先ほどの議論にも少し関係するかもしれませんが、こういうものをWGで御議論いただければという点でございまして、前回の会合で委員の先生からも御指摘がありましたけれども、ステークホルダーの間でも利害というのは必ずしも一致するとは限らない中で、皆様の御理解、御納得が得られるプロセスのようなものが大切であると考えております。

WGの議論の中で、ステークホルダーへの望ましい行動といったガイドラインのようなものを整理いただくということも一つの案だと考えておりますので、御検討のほどお願いいたします。

2点目ですが、論点2についてです。国が示した指針に沿って15ページに示されております事業計画の詳細な記載内容、様式を今後WGで議論するというところでございます。これは単に様式について議論されるというものではないと考えておりまして、制度の趣旨に沿って、国が目指す政策目標が実現されるように指針が整理されて、それに基づいて事業者が事業計画を策定できるという構造が大切だと考えております。

指針の内容、あるいは指針との関係性というものを含めまして、事業計画に記載すべき

内容というのをワーキングの方で御議論をいただきましたらありがたいと思います。

コメントとしては以上でございますけれども、これまで4回の会合で御議論いただきまして、本当にありがとうございます。今後、制度の趣旨であります「必要な投資の確保」と「コスト効率化」の両立ができる制度設計となりますよう、今後、WGでの詳細設計の議論、よろしくお願いいたします。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。ほかに御発言御希望いらっしゃいますか。

圓尾委員、御発言御希望ということでよろしいですか。どうぞ、御発言ください。

○圓尾委員 簡単に2つだけ。

1つは、今、岩船先生がおっしゃったことですが、私が申し上げたのは、パススルーするというのがだめだということではなくて、本来は、コストが変動したときに、それを事業者がのみ込むのか消費者に転嫁するのかは、消費者と小売事業者との力関係で決まる話である。パススルーするのもその力関係の中であり得る選択なので、それ自体を否定するわけではなくて、パススルーしなければならないと決めることが問題だと思っているということです。

それからもう一つは、今、白銀オブザーバーがおっしゃったところでちょっと引っかかったのですが、ステークホルダーとのコミュニケーションを取ってもらいたいというのは、今、白銀さんがおっしゃった、「皆様の理解を得られるように」という表現は、電力会社の考えをみんな理解してくれということですね。そうではなくて、いろんなステークホルダーがいらっしゃるわけで、そのステークホルダーがどんなことを考えているかを「電力会社が理解する」ことが大事で、主語、述語が逆ではないかと思いましたので、コメントしておきます。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。そのようにも取れるのではないかと思います。ほかにいらっしゃいますか。

御発言、もうよろしいでしょうかね。

そうしたら、事務局のほうから、さっき、質問とか、あるいは少し論点になったところについては御発言いただきましたけれども、全体についてコメントをお願いしたいと思います。

○田中NW事業監視課長 事務局、NW事業監視課長の田中でございます。

本日も活発な御議論、ありがとうございます。ただいまいただきました諸々の論点について踏まえまして、料金制度WGでこの議論をしていきたいと思いますが、幾つか少し補足で御説明をさせていただければと思います。

まず、川合委員のほうから御質問のありました指針ということについては、料金制度WGの議論を踏まえて検討してきまして、会合にて提示をして御議論いただきたいということで今後考えているところでございます。

あと、華表委員のほうから御指摘のありました量と単価ですね。どちらか不能のケースということについて、制御不能費用との関係でどう考えるかということでございますが、制御不能費用自体につきましては、これは翌期の調整などにこのまま反映するということ想定していますので、現在定義をしている量と単価と両方、基本的には制御不能であるといったものを対象にしっかりと決めていく必要があるのではないかと想定しているところでございますが、ただ、御指摘のあった点につきましては、この予実差の調整などをどう考えていくかということも含めて、料金制度WGのほうで詳細を検討していくということにさせていただきたいと考えております。

あとは、この料金設定のところということで、野崎オブザーバーなどからあった点のところにつきましては、この資料にありましたとおり、期初における託送料金の設定につきましては、一律ということの基本とするが、この年度ごとの見積費用について合理的な説明があった場合は、年度ごとに異なる料金を設定することを個別に認めることがあり得ることだということで整理しているところですが、いずれにしても、今日様々な御意見があったところを踏まえまして、料金制度WGのほうでさらにこの詳細を検討していきたいと考えてございます。

さらに効率化ということに関して、事業計画のほうにどのように織り込まれて、さらに全体の効率化係数のところとの関係、運用というのをどう考えていくかというところですが、これにつきましても、どのようなルールで適用していくか、どのような点を調整を考慮していくかということにつきまして、料金制度WGのほうでさらに詳細を整理していきたいと考えているところでございます。

重ね重ね、本日は活発な御議論、ありがとうございます。料金制度WGのほうで引き続き詳細検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山内座長 ありがとうございました。

私からも、本日は、思いのほかと言ってはいけませんけれども、いろいろな御意見をい

ただきまして。これはいつも思うのですけれども、リモートの会議で率直に言っていただくといろんな角度からの意見が出るというような気がしております、今日もその一つだったのではないかと考えております。どうもありがとうございました。

それで、今まで5回にわたって、レベニューキャップ制度の詳細設計に関する御意見、御議論いただいたということではありますが、何度も出ておりますように、これからはより専門性の高い詳細な論点の検討ということでございまして、これは今お話にあった料金制度WGというのを新設して、その場において議論していただくということにしたいと思います。皆さん、御同意いただけますでしょうかね。

何も意見がないのは同意と取らせていただきます。

それでは、料金制度WGを設置して今後の検討を進めることについて、電力・ガス取引監視等委員会に諮るということにしたいと思います。事務局においては、必要な手続、準備を進めていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、最後、事務連絡、何かあればお願いします。

○田中NW事業監視課長　　本日の議事録につきましては、後ほど事務局より連絡させていただきますので、御確認をお願いいたします。また、次回会合の日時についても、後ほど事務局より連絡をさせていただきます。

○山内座長　　以上をもちまして本日の議論は全て終了ということでございます。丁寧かつ精力的な御議論をいただきましたことに感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

—了—